

東須磨小学校における教員間のハラスメント事案

1. 概要

平成 30 年頃から東須磨小学校の教員間において、身体的な暴力などのほか、暴言・性的ないやがらせ等を内容とするハラスメント行為が行われていたことが判明した。

被害教員の一人は、現在、自宅で療養している。加害教員については、学級担任等の学校業務から外している。

2. 関係者

- ・ 被害教員 自宅療養中の男性教員 ほか数名
- ・ 加害教員 4 名 (40 代女性教員 1 名、30 代男性教員 3 名)

3. 事案の経緯

- ・ 詳細は別紙 1 のとおり

4. ハラスメント行為と考えられる具体的内容 (詳細は別紙 2 のとおり)

- ・ 身体を叩く、足を踏む等の暴力行為
- ・ 性的な内容を含む人格を侵害する言動
- ・ 送迎・飲食等の強要、被害教員所有物の器物損壊等の嫌がらせ行為

5. 事実関係及び要因・背景等の調査

- ・ 9 月の事案判明以降、自宅療養中の男性教員を除く 30・31 年に在籍していた教職員 30 数名のヒアリングを実施し、事実確認を行っている。
- ・ 弁護士等の第三者による調査チームを速やかに設置する。
(調査の中立性・信頼性を確保するため、委員の選任は行財政局長に委任)
- ・ 他の学校園においてこのような事態がないか把握するため、全ての教職員に対するハラスメント調査を実施する。
併せて内部通報制度・職員総合相談窓口やハラスメント対策基本方針について、全教職員に周知徹底を図る。
- ・ 10 月 11 日に自宅療養中の男性教員から兵庫県須磨警察署に被害届が提出されており、教育委員会事務局として全面的に協力していく。

6. 代替教員の配置等

- ・ 被害教員の代替として臨時講師を配置した。(9 月 7 日)
学級運営の支援のため、教育委員会事務局の指導主事を交代で当該校に派遣している。(9 月 11 日～)
- ・ 加害教員を担任から外したため、教育委員会事務局からの指導主事等の派遣を増員し、2 名体制で授業を行った。(10 月 1 日～4 日)
- ・ 加害教員の代替として教員 3 名を人事異動により配置した。(10 月 7 日)
学校支援のため、教育委員会事務局担当課長(校長経験者)を当該校の担当課長として兼務発令した。(10 月 7 日)

7. 子供たちの心のケア

- ・ スクールカウンセラーについて、通常は2週に1回の派遣であるが、10月2日より毎日常駐させ、心のケアが必要な子供たちや保護者の相談に応じる体制を整えている。
また、スクールカウンセラー自らが授業中の様子を確認し、養護教諭とも連携しながら、その異変を察知するように努めている。
- ・ 子供たちが精神的に不安を感じたりした場合に備えて、学級担任等が個別に話を聞くことができるように、別室を用意し、対応している。
- ・ 子供たちの心のケア、授業への支援、子供たちの学校生活の様子の見守りのため、教育委員会事務局より数名の職員を派遣している。

8. 保護者に対する説明

- ・ 10月3日に当該校の保護者会を開催した。
10月16日には、当該校で2回目の保護者会を開催し、前回保護者会（10月3日）以降の状況と今後の対応について、保護者に説明を行った。
- ・ 他校の保護者に対しても、PTA連合会の協力を得て、当該校での保護者会の説明内容の共有を図っていく。

本事実の経緯

H27	4月1日	・加害教員A・加害教員Bが、東須磨小へ転入
H28	4月1日	・芝本教頭が、東須磨小へ着任
H29	4月1日	・加害教員Dが、東須磨小へ転入。被害教員が着任
	夏ごろ	・芝本教頭が、飲み会への不参加を申し出た被害教員に対し、参加するよう強要した。
H30	4月1日	・仁王教頭・加害教員Cが東須磨小へ転入
	1学期末	・他の教諭から加害教員Aのセクハラまがいの発言について校長に申し出があった。
	7月頃	・職員全体に対して、セクハラに関する研修を実施。
	2学期頃	・加害教員Aの先輩教諭へのなれなれしい口調や呼び捨てについて、加害教員Aを指導
	2月下旬	・期末面談において、他の教員から「職員室での被害教員へのふざけの度が過ぎている」と校長に訴えがあった。 ・期末面談において、校長から被害教員に対し「いじめられていないか。大丈夫か。」と確認するが「自分から絡みにいくこともあるので、大丈夫です。」と答えた。 ・期末面談において芝本校長から加害教員4名を個別に指導するが、具体的内容は確認せず。
3学期	・加害教員Aが女性教員に激辛ラーメンを食べさせたと聞き、加害教員Aを指導した。	
H31 (R1)	4月1日	・仁王教頭が校長へ昇任
	4月当初	・仁王校長より、教頭・主幹教諭に対して、教職員間において不適切な言葉遣いや振る舞い、高圧的な態度が見受けられるため、人間関係を丁寧に観察するよう指示。
	5月初旬	・仁王校長より教頭に対して、期首面談に際して人間関係で困っていることがないか丁寧に聞き取るよう指示。
	6月20日	・教職員課による定例の学校訪問において、仁王校長より、若手教員に対する度が過ぎるからかいがあり、人間関係が心配である旨の説明が加害教員4名の名をあげてなされる。教職員課人事担当課長より、仁王校長に対して、校長による指導が難しい場合は教職員課も力になる旨を説明。
	7月1日	・教頭が、期首面談を通じて、被害教員及び他の複数の教員から、被害教員に対して加害教員4名から暴力的行為がなされているとの申し立てを受けた。
	7月2日	・教頭が仁王校長へ報告。校長・教頭より、被害教員に対し被害内容について詳細に確認した。
	7月3日	
	7月3日	・校長から加害教員A・C・Dに事実確認及び指導を行った。 ・加害教員Cが「謝るんやったら謝ったるで」と被害教員へ暴言。
	7月4日	・校長から加害教員Bに事実確認及び指導を行った。
7月上旬	・仁王校長から加害教員Cに対して暴言の有無を確認するも、発言を否定。	

7月5日	・仁王校長から、加害教員4人からハラスメント行為を受けていないか、被害教員に毎日様子を確認している旨を伝える。
7月上旬	・仁王校長より、職員会議において全教職員に対してハラスメント行為は許せない旨、厳重に注意をした。
7月9日	・仁王校長より教職員課人事担当課長へ架電し「職員関係で若手教員への度が過ぎるからかいがあったため、期首面談を通じて指導した。」と報告。 (指導した加害教員A、B、C、Dの名前は説明されたが、「度が過ぎるからかい」の内容については、具体的な説明はなされず。)
8月27日 8月28日 8月29日	・校長から被害教員に対し、「引き続き見守るが、何かあればすぐに申し出てほしい」旨を伝えた。その後、登校日3日間は特に変わった様子もなく、帰り際に「大丈夫か」と聞くと本人も「大丈夫です」と答えた。
9月2日(月)	・被害教員がご親族と職員総合相談窓口へ来庁。 ・ご親族より、仁王校長・教頭・教職員課で経緯や事情を聞き、ハラスメント事案について教育委員会事務局が認知。
9月3日(火)	・教育長・事務局幹部に速報を報告
9月4日(水)	・ご親族と加害教員4名が3日～4日にかけて東須磨小で面談。
9月4日(水) ～ 9月16日(月)	・教職員課が、仁王校長・教頭にヒアリングを実施。これまでの経緯等を聴取。 ・教職員課が加害教員及び30年度以降の東須磨小学校全教職員(異動した者も含む)にヒアリングを実施。 ・聴取内容を精査し、必要に応じて再度、個別にヒアリングを実施
9月7日(土)	・被害教員の代替として臨時講師を配置
9月11日(水)	・教職員課の再任用教員(元校長級)を臨時講師を支援するために交代で派遣。
9月17日(火)	・教育長・事務局幹部に事案の把握状況を報告。 ・同日、一定の事実関係を把握したため、教育委員会会議にて事案の概要を報告。
9月18日(水) ～ 9月27日(金)	・引き続き聴取内容を精査し、必要に応じて再度、個別にヒアリングを実施
9月28日(土) 9月29日(日)	・再度、加害教員4名に対して事情聴取を実施。
10月1日(火)	・加害教員4名を東須磨小学校の校務から外す。 ・教職員課の教員派遣を増員し、加害教員の学級には複数教員で授業を実施。
10月3日(木)	・当該校において保護者会(1回目)を開催。
10月4日(金)	・記者会見(1回目)を実施。
10月7日(月)	・東須磨小学校へ教員3名を人事異動。 ・学校支援のため、教職員課資質向上担当課長を東須磨小学校担当課長として兼務。
10月9日(水)	・記者会見(2回目)を実施。
10月11日(金)	・被害教員から被害届が警察に提出。
10月16日(水)	・当該校において保護者会(2回目)を開催。

ハラスメント行為と考えられる具体的内容（令和元年10月16日現在）

＜加害教員A＞

- ・拡大コピー用紙の芯で尻を2回殴る。
 - ・プロレス技（鯖折り）、走っていきジャンプしてぶつかる
 - ・はげ、ボケ、ダボ、かす、クズ、遅刻〇〇の暴言をはく（〇に氏名が入る）
 - ・プライベートについて誹謗中傷し、笑いものにする
 - ・空き瓶を被害教員の机の上に置く
 - ・被害教員の携帯電話にパスワードを故意に入力し使えなくする
 - ・女性教員に対し性的な内容を含むメッセージを送信するよう強制する
 - ・被害教員の車の上に乗る、車を蹴る、車内に故意に飲み物をこぼす
 - ・仕事をしている被害教員に自宅まで送らせる
 - ・激辛カレーを無理やり食べさせる。
- （被害教員以外へのハラスメント行為）
- ・「ポンちゃん」と呼ぶ ※ポンコツの意味
 - ・教員2名に対する極めて悪質なセクハラ行為（被害者保護のため内容は差控えさせていただきます。）

＜加害教員B＞

- ・肩をたたき、わき腹をつつく
 - ・ゲス、アホ、ハゲの暴言をはく
 - ・被害教員のプライベートについて誹謗中傷する。
 - ・書類を投げて渡す。
 - ・被害教員の携帯電話にパスワードを故意に入力し使えなくする。
 - ・テストプリントの束を、被害教員の机上に開いて置いてあったパソコンの上に乱雑に置き、エンターキーを壊す。
 - ・加害教員Aの嫌がらせ行為をはやし立てる
- （被害教員以外へのハラスメント行為）
- ・「ポンちゃん」と呼ぶ ※ポンコツの意味
 - ・別の教員の車に同乗中、台風の雨風の強い日に、故意に窓を開ける嫌がらせ行為
 - ・飲み会で嫌な食べ物を（アイスと揚げを同時に）食すよう強要
 - ・別の教員に対する悪質なセクハラ行為 ※加害教員Aのセクハラ行為とは別（被害者保護のため内容差控えさせていただきます。）

＜加害教員C＞

- ・背中を肘でぐりぐり押す。靴を踏みつける。
 - ・背中・肩をたたき
 - ・椅子をける
 - ・校長からの指導後も「謝るんやったら謝ったるわ」と言いがかりをつける。
 - ・カス、ボケ、キシヨ〇〇、ピロ〇〇（〇に氏名が入る）の暴言をはく
- （被害教員以外へのハラスメント行為）
- ・「ポンちゃん」と呼ぶ ※ポンコツの意味
 - ・「頭悪いな」「アホやな」と暴言をはく

＜加害教員D＞

- ・「お前かすやなあ、クズやなあ。」「犬」の暴言をはく
 - ・飲み会の席で飲酒を強要する。
 - ・激辛カレーを無理やり食べさせる。
 - ・プライベート上、秘密にしてほしいと頼んでいたことを第三者へばらす
※上記行為は「個の侵害」（私的なことに過度に立ち入る行為に該当）
- （被害教員以外へのハラスメント行為）
- ・「ポンちゃん」と呼ぶ ※ポンコツの意味

※下線部は10月9日以降、新たに追加